

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

近年、急速な総人口の減少や少子高齢化が進むとともに、疾病全体に占める生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等）の死亡者・医療費の割合やこれらの病気を契機とする要介護者が多い状況は続いており、一人一人が健康を意識し病気を予防することや高齢期において生活機能を維持すること等は、人生100年時代をより長く元気に暮らしていくための重要な課題となっており、健康の重要性はより高まっています。

国は、平成25年度から「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」を開始し、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を掲げ、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を最終的な目標とし、国民の健康づくりを進めてきました。

福島県は、平成13年度から健康づくり施策を展開してきましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、原子力災害という。）により、多くの県民が被災し、被災者の方々の生活環境の変化等による心身の健康の悪化が懸念されたことから、平成25年3月に東日本大震災等の影響に配慮した健康づくりの推進を考慮した「第二次健康ふくしま21計画」を策定し、県民の健康づくりに取り組んできました。

矢祭町においては、国、県の計画を踏まえ、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指した、町民がいきいきと安心して暮らしつづけられる矢祭町の創造を基本目標とした、「第三次健康矢祭21・矢祭食育推進計画」を策定し、令和2年度～令和6年度の5年間として、健康づくり運動を進めてきました。

令和6年度からは、国において「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」、県において「第三次健康ふくしま21計画」により健康づくり施策を展開していくこととしており、町においても、国や県の健康づくり運動と連動し、持続的に健康づくり施策を進めていくために、「第三次（2025～2035）健康矢祭21・矢祭食育推進計画」を策定することとしました。

第2節 計画の趣旨

これまでに展開してきた「健康矢祭21・矢祭食育推進計画」の健康づくり施策を持続発展的に展開していくための「第三次（2025～2036）健康矢祭21・矢祭食育推進計画」とします。さらに、「第二次矢祭町自殺対策行動計画」も一体的に策定することとしました。

また、県の健康づくり施策との連携を図り、効果的に事業を推進するための「基本指針」とあるとともに、町民を始め、家庭、学校、地域、職域が一体となって取り組む「行動計画」の役割を担います。

第3節 計画期間

国や県の計画と連動を図ることや健康増進施策の効果等を適切に評価するためには一定の期間を要すること等を踏まえ、「第三次（2025～2035）健康矢祭 21・矢祭食育推進計画」の計画期間は、2025 年度から 2035 年度までの 11 年間とします。

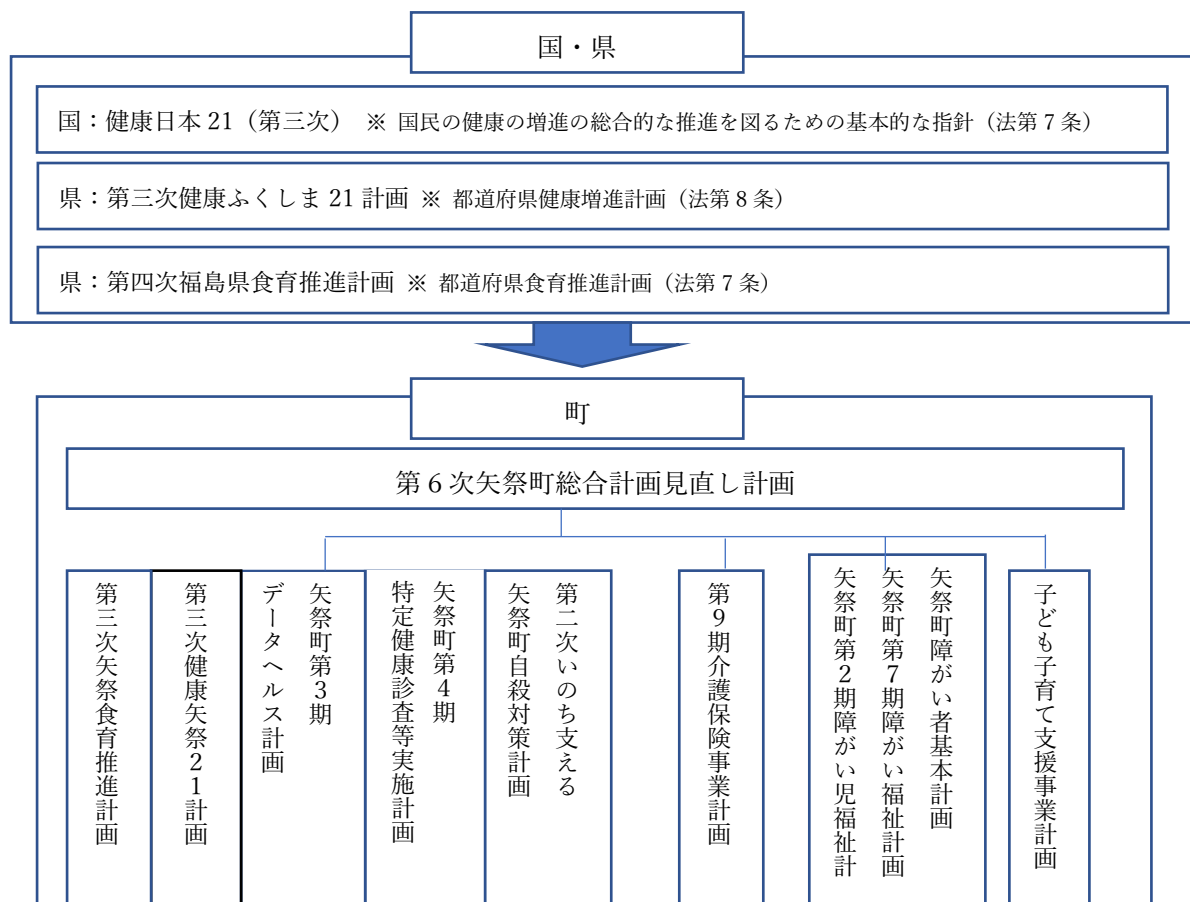
第4節 計画の位置づけ

町では、「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち」を目指し、それを実現していくための総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる、最上位計画である「第6次矢祭町総合見直し計画」を策定しました。

「第三次（2025～2035）健康矢祭 21・矢祭食育推進計画」は、総合計画の目標の実現に向けた個別計画の1つに位置づけられており、健康づくり分野における「基本指針」を示すととともに、具体的な施策等をまとめた「行動計画」でもあります。

また、健康増進法第8条に定める「市町村健康増進計画」にも位置づけられ、国の健康日本21（第三次）と県の第三次健康ふくしま21計画を踏まえながら、施策の基本的な方向や目標等を設定しています。

さらに、食育基本法第18条に定める「食育推進基本計画」にも位置づけられ、県の第四次福島県食育推進計画を踏まえて、健康増進計画と一体的に施策を進めています。



第5節 計画の推進体制

この計画は、町はもとより、町民を始めとして、地区組織、医療機関、教育機関、民間団体等の多様な主体が一体となり、基本理念の「まちが好き 共に生きて 笑顔あふれる やまつりまち」を目指し、それぞれの役割の下、力を合わせて取り組んでいくことが必要です。地区組織、医療機関、教育機関等の関係団体で構成する「矢祭町健康づくり推進協議会」の下、健康づくりの取組を協働で企画・実践・評価を実施していきます。

第6節 計画の推進主体と役割

本計画は、町民を始め、家庭、学校、地域、職域等が一体となって健康づくりを推進するための基本方針かつ行動計画であるため、多様な主体がお互いに認識を共有しながら、それぞれの立場からその役割を果たすことが重要です。

本計画を推進していくための各主体の役割は以下のとおりです。

1 町民

健康づくりは、個人の意識と実践が基本となることから、自らが積極的に健康的な生活習慣を追求し、実践することが重要です。

個人の行動や生活様式が、地域社会等と密接に関係していることを自覚し、生活習慣を見直し、よりよいものに改善する等、主体的な行動に努めるとともに、自分の住む地域への関心を深め、地域活動へ自主的に参加することも大切です。

2 家庭

家庭は、個人の生活の基礎単位であり、食環境等、乳幼児期から生涯を通じて健康的な生活習慣を身につけるための役割を果たすことが期待されます。

また、家庭には、健康の重要性を学習する場であるとともに、個人や家族にとっての休息の場としての機能も求められます。

3 地域

健康は、地域の社会環境等に影響されることも大きいため、地域を構成する人々が自ら、地域の健康課題を把握し、健康に向けた活動を実践する等、自分の住む地域を更に良くしていくための地域づくりを進めることが期待されます。

4 学校

学校には、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための力を培うための役割が期待されており、児童・生徒に対して、健康について学習する機会や適切な行動を自ら選択できるような学習の場を提供することが重要です。

5 職域

事業所等の職域は、従業員の健康づくりを支援するため、職場環境の改善や良い職場文化の形成等、産業保健の向上を図るとともに、健康経営を推進することが重要です。

また、地域社会の一員として地域への関心を深め、地域活動に参加することや働く世代とその家族の健康づくりに積極的に取り組むことが期待されます。

6 健康づくり関係者（保健推進員等）

地域の健康づくりを推進する関係者は、活動を通して多くの町民とつながることができることから、自らが健康のロールモデルとなるとともに、健康に関する情報を地域住民に提供する等、地域住民の健康づくりに貢献することが期待されます。

7 保健医療専門家

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士等の保健医療専門家は健康問題に対し専門的見地から技術・情報提供を行っています。

病気の治療のみならず、発症予防や重症化予防にもより大きな役割を担うことが期待されます。

8 町

県や関係機関と連携しながら、町民の健康づくりや地域活動組織の支援を始め、健康に配慮した社会環境の整備をする等、健康な町づくりを推進していくための施策を実施します。

特に健康づくり対策の役割を担う保健福祉センターは、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた健康づくりを進めるために、住民の健康課題を明らかにするとともに、ライフサイクルに配慮した、科学的根拠に基づく健康づくり施策を実施します。

第7節 SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

SDGs は、平成 27 年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。地球上の誰一人として取り残さないことを理念とし、「貧困」、「教育」、「健康と福祉」、「気候変動」等、17 の目標（GOALS）と 169 のターゲットで構成されており、世界各国が目標達成に向けて取り組んでいます。

国では、平成 28 年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の様々な計画に SDGs の要素を反映することとしています。

「第三次（2025～2035）健康矢祭 21・矢祭食育推進計画）」においても、SDGs の理念や目標（特に目標 3「全ての人に健康と福祉を」）を踏まえながら、各種施策を推進することで、持続可能な社会の実現に参画していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

